

三島市中心市街地活性化協議会設立趣意書

平成10年7月の中心市街地活性化法の施行を受け、三島市では平成12年3月に「三島市中心市街地活性化基本計画」を策定し、その基本計画を受け、「街中がせせらぎ事業」や「電線類地中化」など環境改善、景観向上による施策を推進し、交流、賑わいとやすらぎのある中心市街地の形成を進めてきました。平成13年4月には、三島商工会議所が「三島TMO」として三島市より認定を受け、TMO構想推進事業者となり、以降、三島市や市民、地元企業など官民一体となって中心市街地の活性化に取り組んできました。

しかし、その後の長引く景気低迷や商業者の後継者不足、高齢化の進行、そして郊外部への大型集客施設の立地などに歯止めがかからず、全国の地方都市同様、三島市の中心市街地を取り巻く環境は依然として厳しい状況になっています。

このような状況のもと、三島市では、三嶋大社をはじめとした歴史・文化資産や源兵衛川などの自然資源、そして多くの学生や観光客などが行き交うまちの素地があり、さらに「街中がせせらぎ事業」や「電線類地中化」などによって新しい魅力も加わり、中心市街地においては、市の顔としてだけでなく、県東部を代表するような都市として活力がみなぎり、持続的に発展する、更なる活性化が必要不可欠となりました。

こうした中、中心市街地の活性化に関する法律（平成18年8月22日施行）が施行され、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成18年9月8日閣議決定）が示されました。この改正中心市街地活性化法の施行により、現行基本計画は効力を失い、新たに市町村が策定する基本計画を内閣総理大臣が認定することとなり、認定を受けた基本計画に基づいて行われる事業には、国の選択と集中の観点から、今まで以上に積極的な支援措置が講じられることになりました。

さらに、中心市街地が持続的に発展し、賑わいと活力を取り戻すためには、地域住民、事業者、行政等が一体となった具体的な事業の展開が重要であり、その実効性及び実現性を追求するため、基本計画の策定にあたっては、幅広い意見を反映させることが必要となりました。

そこで、三島商工会議所と三島市観光協会が設置主体となり、「三島市中心市街地活性化協議会」を設立し、新たな基本計画に基づく、官民一体のまちづくりを進めることとなりました。

各位におかれましては、協議会設立の趣旨、協議会の役割等を十分にご理解いただき、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年8月吉日

設立発起人 三島商工会議所
会 頭 諏訪部 敏之
設立発起人 三島市観光協会
会 長 山形 武弘